

第2編 災害予防対策

第1章 都市の防災機能等の強化.....	- 31 -
第1節 災害に強い都市基盤整備.....	- 31 -
1 市街地の面的整備.....	- 31 -
2 防災空間の確保.....	- 32 -
3 都市基盤施設の防災機能の強化.....	- 33 -
4 土木構造物の耐震対策.....	- 33 -
第2節 建築物等の安全対策の推進.....	- 35 -
1 建築物等の耐震化対策.....	- 35 -
2 建築物等の防火・安全化対策.....	- 36 -
3 文化財の保護.....	- 37 -
第3節 水害予防対策の推進.....	- 39 -
1 河川・水路の安全対策.....	- 39 -
2 水害防止対策の推進.....	- 40 -
3 地下空間浸水災害対策の強化.....	- 40 -
4 下水道の整備.....	- 41 -
5 農地防災対策.....	- 41 -
6 雨水流出抑制対策.....	- 41 -
第4節 地盤災害予防対策の推進.....	- 43 -
1 液状化対策の推進.....	- 43 -
2 土石流対策.....	- 44 -
3 急傾斜地崩壊対策.....	- 44 -
4 土砂災害警戒区域等における防災対策.....	- 45 -
5 山地災害対策.....	- 45 -
6 宅地防災対策.....	- 46 -
7 土砂災害情報の活用.....	- 47 -
第5節 危険物等災害予防対策の推進.....	- 47 -
1 危険物災害予防対策.....	- 47 -
2 高圧ガス災害予防対策.....	- 48 -
3 火薬類災害予防対策.....	- 48 -
4 毒物・劇物災害予防対策.....	- 48 -
第6節 放射性同位元素に係る災害予防対策.....	- 49 -
第2章 災害に備えた防災体制等の確立.....	- 50 -
第1節 防災組織及び活動組織の整備.....	- 50 -
1 活動組織の整備・充実.....	- 50 -
2 市業務継続計画（BCP）の策定.....	- 53 -
3 関係機関等との連携体制の整備.....	- 53 -
4 防災訓練の実施.....	- 53 -
5 人材の育成.....	- 55 -
第2節 情報収集伝達体制の整備.....	- 56 -
1 収集伝達体制の強化.....	- 56 -
2 通信手段の整備.....	- 57 -
3 災害情報共有化の推進.....	- 58 -
4 災害広報体制の整備.....	- 58 -

第3節	消火・救助・救急体制の整備	- 60 -
1	消防力の充実	- 60 -
2	救助・救急体制の充実	- 61 -
3	広域応援体制の充実	- 61 -
4	連携体制の整備	- 61 -
第4節	火災予防対策の推進	- 62 -
1	建築物等の火災予防対策	- 62 -
2	林野火災予防対策	- 63 -
第5節	応急医療体制の整備	- 65 -
1	応急医療体制の整備・拡充	- 65 -
2	後方医療体制の充実	- 66 -
3	医薬品等の確保体制の整備	- 66 -
4	患者等搬送体制の確立	- 67 -
5	個別疾病対策	- 67 -
6	医療関係者に対する訓練の実施	- 67 -
7	医療関係機関の防災マニュアル作成	- 67 -
8	関係機関協力体制の確立	- 68 -
第6節	緊急輸送体制の整備	- 69 -
1	輸送手段の整備	- 69 -
2	陸上輸送体制の整備	- 69 -
3	航空輸送体制の整備	- 70 -
4	交通混乱の防止対策	- 71 -
第7節	交通確保体制の整備	- 72 -
1	道路施設	- 72 -
2	鉄道施設	- 72 -
3	各乗合旅客自動車運送事業者	- 72 -
第8節	ライフライン確保体制の整備	- 73 -
1	共同溝・電線共同溝の整備	- 73 -
2	ライフライン確保のための市民への広報	- 73 -
3	上水道施設	- 73 -
4	下水道施設	- 75 -
5	電力供給施設	- 76 -
6	ガス供給施設	- 78 -
7	電気通信施設	- 79 -
第9節	避難体制の確立	- 82 -
1	避難誘導體制の整備	- 82 -
2	避難地、避難路及び避難所の選定、整備	- 82 -
第10節	応急仮設住宅対策	- 86 -
第11節	二次災害防止体制の整備	- 87 -
1	応急危険度判定体制の整備	- 87 -
2	斜面判定制度の活用	- 88 -
第12節	要配慮者への対策	- 89 -
1	要配慮者に配慮したまちづくりの推進	- 89 -

2	支援体制の整備.....	- 89 -
3	避難体制の整備.....	- 91 -
4	防災知識の普及と意識啓発.....	- 92 -
5	社会福祉施設等における対策.....	- 92 -
第13節	防災拠点の整備・充実.....	- 93 -
1	防災中枢施設の整備・充実.....	- 93 -
2	地域防災拠点の整備.....	- 93 -
3	防災用資機材等の確保.....	- 94 -
第14節	緊急物資の確保供給体制の整備.....	- 95 -
1	飲料水の確保.....	- 95 -
2	食料及び生活必需品の確保.....	- 96 -
3	備蓄・供給体制の整備.....	- 97 -
4	市民における備蓄の推進.....	- 97 -
第15節	帰宅困難者支援.....	- 98 -
1	帰宅困難者対策の普及・啓発.....	- 98 -
2	駅周辺における滞留者対策.....	- 98 -
第16節	広域防災体制の整備.....	- 99 -
1	広域応援体制の充実.....	- 99 -
2	緊急消防援助隊の受入れ体制の整備.....	- 99 -
第17節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進.....	- 100 -
1	対象地区.....	- 100 -
2	計画の初年度.....	- 100 -
3	計画対象事業.....	- 100 -
第18節	防災に関する調査研究の推進.....	- 102 -
1	被害想定 of 調査研究.....	- 102 -
2	災害復興のまちづくりの研究.....	- 102 -
第3章	市民の防災行動力の向上.....	- 103 -
第1節	防災知識の普及.....	- 103 -
1	防災知識の普及啓発.....	- 103 -
2	具体的な普及啓発の方法.....	- 104 -
3	防災上重要な施設管理者等に対する防災意識の啓発.....	- 105 -
4	学校における防災教育.....	- 106 -
第2節	自主防災体制の育成.....	- 107 -
1	自主防災組織の結成促進.....	- 107 -
2	自主防災組織への支援.....	- 107 -
3	自主防災組織の活動内容.....	- 108 -
4	各種組織の活用.....	- 108 -
5	事業所による自主防災体制の整備.....	- 109 -
6	防災訓練の実施.....	- 110 -
7	救助・初期消火活動の支援.....	- 110 -
第3節	ボランティア活動環境の整備.....	- 111 -
1	受け入れ体制の整備.....	- 111 -
2	人材の育成.....	- 111 -

3 活動支援体制の整備..... - 112 -

第1章 都市の防災機能等の強化

第1節 災害に強い都市基盤整備

市及び関係機関は、市街地の面的整備や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策、ライフライン施設の災害対応力の強化、公共交通機関施設の災害対応力の強化などによって、災害に強い都市基盤を整備し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」（大阪府都市整備部）を活用するものとする。

また、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

《実施担当》

都市整備部、大阪府枚方土木事務所、その他関係機関

1 市街地の面的整備

(1) 延焼遮断帯の整備

火災による延焼を阻止するため、道路、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに緑地等の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

(2) 木造密集市街地の整備

木造密集市街地における被害を最小限にとどめるため、道路、公園等の基盤整備や建築物の不燃化・耐震化の推進等を図るとともに、「災害に強いすまいとまちづくり」（「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」における、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等）の策定に努める。

(3) 市街地の不燃化の促進

地震時の火災、市街地の大規模火災等を防止するため、都市の耐火・不燃化の推進を図る。

2 防災空間の確保

市及び関係機関は、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場などの都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

(1) 道路・緑道の整備

①道路は災害時における消防活動の支援、緊急交通路、避難路、大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、都市計画道路等の整備を推進するものとし、市は、都市計画道路雁屋畑線の整備を推進する。

また、その他の道路管理者は、国道163号等の道路の整備を促進する。

②幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。

③広域避難地等に通じる避難路となる幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道の整備に努める。

④避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、沿道における緑化や不法占有物件の除去、沿道建築物の不燃化の促進に努める。

(2) 公園・広場の整備

災害時における避難場所や応急対策活動の拠点となる公園・広場などについては、防災上の役割を考慮し、その配置や規模等の検討、整備に努める。

なお、都市公園の整備に際しては、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

①広域避難地となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地进行を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものを含む。）の整備の促進に努める。

②一時避難地となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積1ha以上の都市公園の整備の促進に努める。

③その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となるよう、遊具・植栽の配置については、できる限り何も置かない空間を確保しつつ、公園等を整備する。

(3) 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

(4) 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、防災面においても貴重なオープンスペースとして位置付けられている。市は、災害時における延焼防止帯・緊急時の避難地として、あるいは一時借用による仮設物の建設や資材集積場等としての保全・活用等を図る。

3 都市基盤施設の防災機能の強化

(1) 公園等の防災機能の強化

広域避難地となる飯盛霊園などについては、放送設備、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備を進め、防災機能の強化を図る。

(2) 河川の防災機能の強化

大規模地震等の災害時において、緊急用水として活用できる川づくりをめざす。

4 土木構造物の耐震対策

(1) 道路の安全確保

路面への崩落が予想される道路法面を調査し、危険箇所には必要な対策を

講じる。

(2) 道路施設の安全確保

橋梁、横断歩道橋等については、点検マニュアルに基づき定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な耐震対策を講じる。特に、市管理の緊急交通路については、耐震診断に基づき補強計画の策定に努め、補強対策の実施に努める。

(3) 河川・水路の安全確保

河川・水路による水害を防止するため、堤防、護岸等の河川構造物を調査し、危険箇所には必要な耐震対策を講じるとともに、府と協力して耐震性の向上に努める。

(4) ため池施設の安全確保

ため池管理者は、ため池の決壊による水害を防止するため、老朽化が予想されるため池の堤防等を調査し、危険箇所には必要な耐震対策を講じる。

(5) 鉄軌道施設の安全確保

西日本旅客鉄道株式会社は、橋梁、高架部、盛土部等の鉄道施設について、耐震対策を講じる。

第2節 建築物等の安全対策の推進

地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進を図るとともに、安全性の指導に努める。

《実施担当》

都市整備部、教育委員会、大東四條畷消防組合、その他関係機関

1 建築物等の耐震化対策

地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」及び「四條畷市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年(1981年)以前に建築された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆる新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るとともに、それ以後に建築された建築物においても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

(1) 公共建築物の耐震化

市は、昭和56年の建築基準法改正以前に建築された学校（避難所）等災害時に重要な機能を果たす公共建築物を重点に、優先順位を定め耐震改修を検討する。

また、今後計画する建築物については、その建物がもつ防災上の役割を勘案し、一般の建築物より大きな地震力にも耐えられるよう設計を行う。

(2) 民間建築物等の耐震化

新耐震基準施行以前に建築された民間の建築物についても、「四條畷市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱」、「四條畷市既存民間木造住宅耐震改修計画作成補助金交付要綱」及び「四條畷市既存民間木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱」に基づき耐震化の実施を促す。

特定建築物（不特定多数の人が利用する建築物で一定規模以上の建築物）に対しては、所有者に耐震改修の促進を図り、知事は所有者に耐震診断や必要な改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

また、ブロック塀や石垣等の倒壊は、生命、身体に対する被害を発生させるだけではなく、災害時の避難活動や応急対策活動の妨げとなることから、所有者に対して安全点検と倒壊防止策の指導に努めるとともに、生け垣又はフェンスへの転換や改善の推進に努める。

2 建築物等の防火・安全化対策

建築物の敷地、構造、設備等について安全性の向上のため、指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や要配慮者の対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

(1) 民間住宅の所有者に対する防災知識の普及

関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、市民に対し建築物に関する災害予防の知識の普及に努める。

(2) 特殊建築物の安全確保

①防災指導

不特定多数の人が出入りする特殊建築物については、消防法に基づき防災上必要な指導を行う。

②防災設備の充実

消火設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を推進するとともに、警備体制の充実を図る。

③自主防災管理体制の強化

管理者などに対し、地震対策及び防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研修会、講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導に努める。

④立入検査の実施

定期的あるいは随時に立入検査を実施し、防災に関する指導を行う。

⑤定期報告制度の活用

建築基準法（第12条）による定期報告の機会に、該当する建築物の所有者又は管理者に対して、建築物の防火・避難等、安全性の維持・確保の啓発に努める。

(3) 建築物等の要配慮者への対策

大阪府の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉のまちづくりを推進する。

(4) 屋外広告物等の落下防止

地震によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携のもと、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

(5) 工事現場災害防止対策

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等、工事現場の災害防止については関係機関への指導によって安全確保を図る。

(6) 地下空間の浸水防止

ホームページ等で地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための具体的事例等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止について啓発する。

3 文化財の保護

文化財は貴重な国民的財産であることを十分に認識し、予想される災害に対して保存のため万全の配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財の維持管理に努める。

(1) 保護思想の普及

文化財保護強調週間、保護月間、防火デー等の行事を通じて所有者、市民、見学者等に対して、文化財保護思想の高揚を図るため、啓発活動に努める。

(2) 防災設備の充実

文化財保護対象物を所蔵する建造物に対して、耐震構造化の促進、消火設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を推進するとともに、警備体制の充実に努める。

(3) 火気使用制限区域の設定

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定するとともに、市民、見学者等に対し周知するため、標識等の設置に努める。

(4) 予防体制の確立

①初期消火と自衛組織の確立

- ・文化財所有者等は、自衛組織を結成して初期消火体制の確立を図る。
- ・自衛組織を結成する人員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等にはあらかじめ対策を講じるように努める。

②防災関係機関との連携

文化財所有者等、大東四條畷消防組合、市教育委員会、四條畷警察署その他関係機関は平常時から連携を保ち、また、防災訓練を実施することで、災害時における円滑な対応が行えるよう努める。

③地域住民との連携

防災には、地元の地理や水利に詳しく、いち早く駆けつけられる組織が望ましいため、付近住民に対し、平常時から文化財の保護、災害時における初期消火活動への協力を呼びかける。

第3節 水害予防対策の推進

洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

《実施担当》

都市整備部、大阪府枚方土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所、ため池管理者

1 河川・水路の安全対策

(1) 水害の防止

市街化に伴う排水量の増大に加え、山地では土砂採取、宅地開発によって保水機能が低下しており、降雨時には一時出水による災害のおそれがあるため普通河川や水路の改修を行う。

市の管理する準用河川については整備済みである。雨水貯留施設の整備については、公共下水道と寝屋川流域整備計画との整合を図りながら治水安全度の向上に努める。

(2) 雨量計・量水標の整備点検

観測に障害が発生しないよう、定期的に観測機器を点検・整備するとともに、必要に応じて機器を増設する。

(3) 応急対策倉庫・資機材の整備点検

応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

(4) 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システム等を導入し、その活用に努める。

2 水害防止対策の推進

国及び大阪府が行う洪水予報、浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

(1) 国及び大阪府の対応

国及び大阪府は、水防法の規定に基づき、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川を指定し、気象庁長官と共同して洪水予報を行う。また、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る河川では淀川と寝屋川が洪水予報河川に指定され、浸水想定区域図が公表されている。また、市域を流れる一級河川では洪水リスク図が公表されている。

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

市は、浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項及び浸水想定区域内の地下街等（地下空間）又は高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地を、ハザードマップ等により市民に周知する。

(3) 都市型水害対策

地上の浸水深の大小にかかわらず地下駐車場等では大きな浸水被害を生じるため、地下空間対策が必要となる。

3 地下空間浸水災害対策の強化

(1) 情報の提供

地下駐車場、地下街（地階）、ビルの地下施設等の地下空間の分布把握に努め、地下空間の管理者等に対して、気象予警報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。

また、地下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制（利用者等への案内放送等）の確立に努めるとともに、気象警報等に基づいて浸水の発生について判断できるように、気象に

関する情報等の入手に努める。

(2) 避難体制の整備

地下空間において、浸水被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に避難勧告等を行えるよう体制を整備する。

また地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導體制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努める。

4 下水道の整備

公共下水道については、計画的に整備を推進し、浸水の防除を図るものとする。

5 農地防災対策

市及び府、ため池管理者、水利組合は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

(1) 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

(2) 老朽ため池

ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、防災上重要なため池を中心に、改修補強工事を実施する。

灌漑用ため池の堤防決壊等による災害を未然に防止するため、老朽している危険なため池から、改修補強工事の実施に努める。

また、所有者等に対しては、定期的な点検整備、降雨時の水位動向、非常時の応急処置、改修等について啓発指導にあたりるとともに、災害の未然防止に努める。

6 雨水流出抑制対策

(1) 一般流域

浸水は、集中豪雨等による雨水が、河川や水路等へ急激に流入するため発生する。これを防止するため、市・府及び国は次のような雨水の流出抑制対

策を推進する。

- ①遊水地の整備
- ②防災調節池の整備
- ③公共公益施設等における雨水流出抑制施設の整備
- ④透水性舗装や雨水浸透柵の施工・設置の推進

(2) 寝屋川流域

①特定都市河川浸水被害対策法

大阪府では寝屋川及び寝屋川の支川を「特定都市河川」に、併せて寝屋川流域を「特定都市河川流域」に指定した。その流域内で行う一定規模（1,000 m²）以上の雨水の流出量を増加させるおそれのある行為（雨水浸透阻害行為）を行う業者等を対象に、雨水貯留浸透施設の設置を義務づける。知事は、雨水浸透阻害行為許可申請に対し、雨水貯留浸透施設の設置計画が条例で定められた技術的基準に従ったものであること等を確認したうえで許可を与える。

②大阪府特定都市河川流域における流出抑制対策に関する条例

本条例により、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の対策工事の算定に用いる降雨強度を定めている。

また、知事は、本条例に基づき、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為だけでなく、それ以外の雨水浸透阻害行為をしようとする者に対して、浸水被害の拡大を防止するための技術的な助言や勧告を行う。

第4節 地盤災害予防対策の推進

《実施担当》
都市整備部、田原支所、上下水道局

土砂災害等を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

1 液状化対策の推進

液状化対策については、液状化しても構造物の機能を確保するよう構造物側で対処する方法と、土木的な地盤改良工法等で液状化そのものを防止、軽減する方法があるが、市街地では液状化防止の地盤改良工事は困難であるため、市及び府は、公共建築物の新築、建て替え時に個別の液状化対策の対応を行うものとする。

また、液状化しやすい場所での上水道、下水道等の地中配管設備については、地盤特性を十分に把握し、適切な管種の選定、建物等との取付け部における伸縮性、可とう性のある管の採用等の必要な対策を講じるものとする。

(1) 液状化対策への取り組み

液状化現象によって、構造物に対しては次のような被害が発生するおそれがある。

- ・地盤全体の移動、すべり及びこれに伴う構造物、ライフラインの破壊
- ・地盤が支持力を失うことによる構造物の沈下傾斜、基礎の破壊、すべり
- ・浮力の増大による地中埋設物の浮き上がり
- ・土圧の増加による擁壁、護岸等の破壊
- ・地盤、又は地盤構造物系の応答性状の変化、及び地盤反力の低下に起因する杭基礎の破壊等

平成8年度に実施した防災アセスメントの結果、液状化の発生度の高い地域として、市域西部の低地があげられる。なかでも最西部（国道170号以西）が極めて高い地域である。

山地部、山麓部については、液状化の発生度は低く、液状化による被害対策は考慮しなくともよい結果となった。

今後、液状化による施設等の被害を最小限にするために、府や研究者等の調査研究及び指導に基づき、液状化対策に取り組む。

(2) 液状化対策の啓発

液状化による建物の不等沈下等の被害を防止するための対策を、建築時に

実施できるよう、液状化判定結果の市民への情報提供を行う。

2 土石流対策

(1) 土石流危険渓流の把握

府の調査によれば、土石流危険渓流は、危険渓流Ⅰ、Ⅱが合計27渓流、危険渓流Ⅲが1渓流ある（平成26年1月1日現在）。

災害発生が予想される土石流危険渓流及び危険区域については、調査、点検を行い、実態把握及び地域住民への周知徹底に努めるとともに災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に実施できるよう警戒避難体制の整備に努める。

(2) 防災体制の整備

土石流危険渓流については表示板を設置し、地域住民に周知するとともに、土石流予報警報装置等による監視体制を整備し、常に危険性の有無の把握とその資料の整理に努める。また、危険区域は広範囲にわたるため、地域住民の協力が不可欠である。このため市民の防災意識の啓発・向上に努める。

このほか、降雨に注意し、警戒雨量を超えた場合に備え、付近住民に周知する情報連絡網の整備を図るとともに、災害発生時には避難体制の確立に努める。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所への把握

府の調査によれば、急傾斜地崩壊危険箇所は危険箇所Ⅰ、Ⅱ、Ⅲが合計37箇所あり、そのうち急傾斜地崩壊危険区域が2箇所ある（平成26年1月1日現在）。

急傾斜地崩壊危険箇所について実態把握及び地域住民への周知徹底に努め、府と連携を図り適切な措置を講じる。

(2) 行為の制限

急傾斜地崩壊危険箇所においては、崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は急傾斜地法に準じた規制の導入を検討し保全を図る。急傾斜地崩壊危険区域においては、崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）に基づく規制を実施して急傾斜地の保全を図るとともに、居住建物の建築時には、事前に府より、急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請及び災害危険区域内建

築許可申請の許可を取得するよう指導を行う。

(3) 対策事業の実施

市は、急傾斜地の崩壊のおそれがあると認められる場合は、府に連絡するとともに必要に応じて対策工事を推進する。

府は、急傾斜地崩壊危険区域で、崩壊のおそれが著しいと認められ、かつ当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者、又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難、又は不相当と認められるものを施行する。

(4) 防災体制の整備

市・府等の各関係機関は、観測体制を整え危険性の有無を的確に把握するとともに、降雨量によりパトロールを実施するなど災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に実施できるよう警戒避難体制の整備に努める。

4 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害防止法（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」）に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

府が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行った場合、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を市民に周知するよう努める。

土砂災害特別警戒区域における住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為をしようとする者に対しては、土砂災害防止法に基づく知事の許可を受けるよう指導する。

5 山地災害対策

(1) 山地災害危険地区の把握

府の調査によれば市域内には、山腹崩壊による災害が発生するおそれのある地区（山腹崩壊危険地区）は9箇所、山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂が土石流等となって流出し災害が発生するおそれのある地区（崩壊土砂流出危険地区）は3箇所、計12箇所ある（平成21年3月末現在）。

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」の把

握・周知に努める。

近年、台風、集中豪雨、地震等に伴い山地災害が多く発生し、人命・財産に大きな被害を与えているため、山地工事等を計画的に促進し、警戒体制の確立等、災害の軽減に努める。

(2) 防災体制の整備

市は、山地災害発生を予測するための判断となる市域の土石流予警報雨量計テレメーターの機能管理を行うとともに、台風、集中豪雨時降雨量の観測を行い、危険地域のパトロールを実施し山地災害の未然防止及び災害箇所の早期発見把握に努め、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に実施できるよう警戒避難体制の整備に努める。

6 宅地防災対策

(1) 造成行為の指導

宅地造成や開発行為は、許可申請時の計画内容を十分審査し、安全な宅地となるよう事業者に対して指導する。宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、事前に府より宅地造成等規制法に基づく許可等を取得するよう指導する。

(2) 宅地防災パトロールの実施

災害発生のおそれがある場合は、急傾斜地崩壊危険箇所に接する宅地を重点的にパトロールし、必要に応じて応急措置を講じるなど、災害発生を未然に防止するよう努める。

(3) 危険宅地の解消

土砂流出、擁壁崩壊等の危険宅地を発見した場合は、所有者等に改善勧告を実施するなど、危険宅地の解消を図る。

7 土砂災害情報の活用

土砂災害から人命を守るため、「おおさか防災ネット」から提供される情報を活用し、現況雨量及び予測雨量と、土砂災害の発生危険度を観測所ごとに入手し、避難勧告等の判断に用いる。

(参照) 「四條畷市 避難勧告等の判断・伝達マニュアル—土砂災害編—」
(平成24年3月策定)

第5節 危険物等災害予防対策の推進

消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

《実施担当》 都市整備部、大東四條畷消防組合、大阪府

1 危険物災害予防対策

地震動や液状化によって、危険物施設等が損傷し、危険物の飛散・漏洩・爆発・火災等によって、広範囲にわたる被害をもたらすおそれがあることから、保安体制の強化の推進を図る。

(1) 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会等を実施する。

(2) 指導の強化

危険物施設等の現況を把握するとともに、消防職員の立入検査等を通じて、指導の強化を図る。

- ・法令上の基準の遵守
- ・施設・設備等の耐震化
- ・災害時の応急対策

予防規程認可事業所にあつては、災害時の応急対策及び消防活動、教育・訓練等を遵守する。

2 高圧ガス災害予防対策

関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など、適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

3 火薬類災害予防対策

盗難防止対策、関係法令による規制、保安教育や保安体制確立のための指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

4 毒物・劇物災害予防対策

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

第6節 放射性同位元素に係る災害予防対策

《実施担当》

大東四條畷消防組合、関係機関

大東四條畷消防組合は関係機関と協力して、医療関係機関等の放射性同位元素に係る施設の把握に努めるとともに、市内を經由して行われる放射性物質輸送については、輸送物、輸送方法等関係機関と密接な連携に努める。

放射性同位元素等使用事業所での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第16条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、大阪府地域防災計画（災害予防対策、原子力災害応急対策、原子力災害復旧対策）に準じて、必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

第2章 災害に備えた防災体制等の確立

第1節 防災組織及び活動組織の整備

平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

《実施担当》 各部

1 活動組織の整備・充実

災害の規模その他の状況に照らし、防災対策が迅速かつ的確に実施できるよう活動組織の整備・充実を図る。

(1) 平常時の活動組織

四條畷市防災対策推進本部において、総合的かつ計画的な防災対策を推進するとともに平常時における中枢的な防災組織体制の整備・充実に努める。

(2) 四條畷市防災対策推進本部

①目的

市は日常的に総合的かつ計画的な四條畷市の防災対策を推進していくため、防災対策推進本部を設置する。

②防災対策推進本部の構成員

防災対策推進本部の構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
本部長	副市長
副本部長	防災担当部長（都市整備部長）
本部員	・理事・政策企画部長・総務部長・上下水道局長 ・その他本部長が必要と認めたもの (適宜指名するものを含む)

③事務局

事務局は、防災担当課が行う。

④職務・権限の代行

防災対策推進本部の本部長が不在時には、副本部長があたる。本部長、副本部長共不在の場合は、理事、継いで政策企画部長が代行する。

⑤必要に応じ関係機関に意見を求めることができる。

(3) 防災対策会議

①開催

気象予警報等が発表された場合、市がとるべき活動体制について、災害の種類、規模、発生が予想される時間等の災害情報をもとに防災対策会議で協議・決定する。

②構成

防災対策会議の構成員は次のとおりである。

職 名	構 成 員
会 長	副市長 (代行) 防災担当部長 (都市整備部長)
会 議 員	・理事・政策企画部長・総務部長・上下水道局長 ・その他本部長が必要と認めたもの

③会議の招集

会長が行う。

④職務・権限の代行

防災対策会議の会長が不在時には、都市整備部長があたる。会長、都市整備部長共不在の場合は、理事、継いで政策企画部長が代行する。

⑤必要に応じ関係機関に意見を求めることができる。

2 市業務継続計画（BCP）の策定

危機事象発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針が業務継続計画（BCP）である。

市は応急対応業務と通常業務に対応するための限られた資源（ヒト、施設、設備等）を効果的かつ効率的に配分するために業務継続計画を策定する。

3 関係機関等との連携体制の整備

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織の整備を図るとともに、市との連携及び協力体制を確立する。

4 防災訓練の実施

地域防災計画等の習熟、連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図ることを目的として、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等の総合訓練、その他水防、林野火災、危険物、航空機等の災害別防災訓練などの実施に努める。実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、必要に応じ交通規制を行うなど、実践的な内容とするとともに、事後評価を行い、必要に応じて防災組織体制等の改善を図る。

（1）総合防災訓練

毎年「防災の日」や「防災週間」にあわせて、市は関係機関、市民、事業所等の参加を得て、防災訓練を総合的に実施し、災害時における防災活動の迅速かつ的確な実施を図る。また、被害が広域にわたる地震災害も想定し、相互応援協定を締結した市町と連携した広域的な防災訓練も実施する。

（2）地域防災訓練

防災意識の高揚を目的に、市は自治会や自主防災組織の協力のもと、地域の実情にあった防災訓練を実施する。

（3）組織動員訓練

勤務時間内外において職員の配備を迅速に行うため、情報の伝達、連絡、非常参集について訓練を実施する。

（4）通信連絡訓練

平常通信から非常通信への迅速な切換え、有線途絶時における無線通信機器の取扱操作、非常連絡先や通信内容の確認などについて訓練を実施する。

(5) 避難救助訓練

関係機関、市民、事業所等の協力を得て避難の勧告・指示、誘導等が迅速に行われるよう訓練を実施する。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難誘導及び救出・救助、医療・物資の輸送、給水・給食に関する訓練を実施する。

(6) 応急対策訓練

関係機関と協力して、水防活動の円滑な実施を図るため、水位雨量観測、水防要員等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法の修得、避難等の訓練を実施する。また、地下空間の管理者等と協力して、地下空間の浸水災害を想定した防災訓練についても考慮する。

(7) 消防訓練

災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。

(8) 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。

5 人材の育成

防災体制の強化とあわせて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育の充実に努める。

(1) 職員の防災教育

市職員の防災意識の高揚を図るため、防災知識、職員の役割分担等に関する研修を実施する。

①教育の方法

- ・講習会、研修会等の実施及び参加
- ・見学、現地調査等の実施

②教育の内容

- ・災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- ・災害対策活動の概要
- ・非常参集の方法
- ・災害時の役割の分担
- ・災害時の指揮系統の確立
- ・気象、水象、地象、その他災害発生原因及び災害の種別ごとの特性
- ・過去の主な被害事例
- ・防災知識と技術
- ・防災関係法令の適用
- ・その他必要な事項

③災害応急活動体制の検討

災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、防災訓練時における諸問題等をふまえ、地域防災計画の改訂を実施する。

第2節 情報収集伝達体制の整備

災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努める。

また、災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。

《実施担当》 各部

1 収集伝達体制の強化

災害発生時刻にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

(1) 勤務時間内の情報収集及び伝達体制の整備

都市整備部は、府及び関係機関から伝達される防災情報を受理し、電話・ファクシミリによって大東四條畷消防組合に伝達できる体制や、必要な情報については、庁内放送・電話・ファクシミリ等によって職員に伝達できる体制を整備する。

(2) 勤務時間外の情報収集及び伝達体制の整備

①防災情報の収集伝達体制

大東四條畷消防組合は、府及び関係機関から伝達される防災情報を受理するとともに、職員が参集するまでの間、情報収集を行う。

収集受理した情報は、ファクシミリ等によって都市整備部へ伝達できる体制を整備する。なお、被害情報等の緊急を要する情報の場合は、大東四條畷消防組合を通じ、都市整備部職員に電話によって伝達できる体制を整備する。必要な情報については、本部事務局班から関係各部へ伝達できる体制を整備する。

②大東四條畷消防組合による情報伝達体制

大東四條畷消防組合は、職員が参集するまでの間に住民等から市に伝達される情報を受理し、都市整備部の職員が登庁後、直ちに伝達できる体制を整備する。

2 通信手段の整備

災害発災時の情報体制を確保するため、平常時から、通信手段の整備を図るとともに保安管理の徹底を行う。

(1) 通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

(2) 通信手段の多様化

携帯電話等の無線電話の活用を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上に努める。

(3) 防災行政無線等の整備・拡充

都市整備部は、災害時における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うために、災害時に必要な情報を市民に伝達する手段として、防災行政無線等の整備・拡充を行う。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）と市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの維持・管理の徹底に努める。

①防災行政無線の整備

情報連絡体制として、防災行政無線を整備している。

- ・同報系システム
- ・移動系システム

②消防無線

大東四條曙消防組合は基地局を設置し、消防ポンプ自動車、救急自動車等に積載した移動局との間で通信を行う無線を整備している。

③無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

(4) 防災情報システムの活用

災害状況を即座に把握するため、平常時から府防災情報システムを活用し、被害状況に応じた初動体制の確立を目指す。

(5) 高所カメラの設置

情報収集体制強化のため、高所カメラの設置を検討する。

3 災害情報共有化の推進

災害情報を各部で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、全庁的な地図情報システムの活用についても検討する。

4 災害広報体制の整備

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

(1) 広報体制の整備

①災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任する。

②災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

③広報文案の事前準備

- ・地震の規模・余震・気象・水位等の状況
- ・住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ・出火防止、初期消火の呼びかけ
- ・要配慮者への支援の呼びかけ
- ・災害応急活動の窓口及び実施状況

④要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

(2) 市民への情報提供体制

政策企画部は、インターネットによる情報提供を推進する。また、避難所となる学校等への電話、ファクシミリ等々の通信手段の整備及び要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

(3) 市民への広報手段の周知

災害時はラジオ等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。市役所、支所、消防署、駅、避難所等の災害時情報拠点をあらかじめ設定し、市民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。

(4) 災害時の公聴体制の整備

政策企画部は、市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、ファクシミリ等、相談窓口などの公聴体制の整備に努める。

第3節 消火・救助・救急体制の整備

火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実に努める。

《実施担当》

大東四條畷消防組合、四條畷市消防団

1 消防力の充実

(1) 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示台1号）に基づき、消防力の整備充実に努める。

(2) 消防水利の整備

「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

大阪府地域防災計画（資料編）に定める「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」の趣旨に沿って耐震性防火水槽等を設置・拡充するとともに、プールや河川等の利用を含め、地域の実情に応じた消防水利の多様化を推進し、消防水利の確保を図る。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ体制、救急・救助体制、後方支援体制等の整備に努める。

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

①体制整備

若手リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進などによって、組織の強化に努める。

②消防装備の整備充実

消防車両や資機材等の整備充実を図る。

③消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

2 救助・救急体制の充実

多数の救助・救急事象の発生が予想されるため、関係機関との連携に努めるとともに、地域住民に救急講習の受講を推奨し、自主救急活動に関する知識及び技術の普及を図る。

3 広域応援体制の充実

消防相互応援協定締結の消防機関との連携体制を強化するほか、受け入れ体制の整備に努める。

4 連携体制の整備

府、府警察、自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第4節 火災予防対策の推進

火災発生防止、延焼拡大防止を推進するための防火管理体制、地震発生時の自衛消防活動や震災対策を推進するための防災管理体制の強化を図るとともに、地域住民に対し消火器や地震発生時の火気の取り扱い等の啓発活動の推進に努める。

《実施担当》 都市整備部、大東四條畷消防組合

1 建築物等の火災予防対策

住家、事業所からの出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(1) 一般建築物（住宅を含む。）

①火災予防査察の強化

市域の一般建築物について、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の維持管理状況等について、改善指導する。

②防火管理体制の推進

一般建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- ・消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- ・消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- ・火気取り扱いの監督、収容人員の管理など

③防災管理体制の推進

消防法第8条が該当となる防火対象物に対し、自衛消防組織の設置、避難訓練や防災教育の実施など、防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

④防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、防火基準適合への取組みを推進する。

⑤住民、事業所に対する指導及び啓発

- ・火気使用場所の環境整備、火気使用器具の安全化などの指導強化を図る。
- ・市民に対し、出火防止や消火器の使用方法、地震発生時の火気器具・電気器具の取り扱いなど防災知識の啓発、安全装置付ストーブ、消火器具

等の普及、住宅用防災機器の設置を促進する。

- ・市民に対する講演会、映画会、初期消火訓練等の実施に努める。
- ・事業所における防火管理の知識、消防用設備の維持管理等、防火管理体制の強化を図る。また、事業所の防災機能強化、消防訓練を促進し、初期消火体制の充実を図る。
- ・広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

(2) 高層建築物

高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

①対象施設

高層建築物（高さが31mを超える建築物）

②共同防火管理体制の確立

管理の権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

③防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

④屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

2 林野火災予防対策

都市整備部は、林野周辺住民の安全を確保するとともに森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

(1) 林野火災予防施設の整備

- ①林野の管理者に対して、防火帯及び林道の整備の指導を行う。
- ②林野の管理者は、初期消火に必要な資機材の整備に努める。

(2) 山林パトロールの実施

気象状況、山林内作業等の状況により、災害発生の危険が大きい時期に消防機関により山林パトロールを行うものとする。

- ・消火活動上有効な水利の確認及び確保に努める。

- ・森林法に基づいて火入れの許可を行い、火気等を使用する山林内作業者に対しては、防火上必要な指示を与え、火災の予防を図る。
- ・登山、ハイキング等で入山するものに対しては、山林火災予防の立て看板やポスター等の掲示、パンフレットの配布などにより意識啓発を行う。

(3) 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備と備蓄を推進する。

第5節 応急医療体制の整備

《実施担当》

健康福祉部、四條畷保健所、大東四條畷消防組合、医療関係機関

1 応急医療体制の整備・拡充

健康福祉部は、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療関係機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、市域の医療関係機関の協力を得て、医療救護体制を平常時から整備する。

(1) 災害医療情報の収集伝達体制の整備

①連絡体制の整備

市及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

②医療情報連絡員の指名

情報収集伝達手段が麻痺した場合にも医療関係機関の被害状況など地域における保健医療に関する情報を収集するため、あらかじめ医療情報連絡員を指名する。

③医療情報システムの活用

現行の救急医療システムを災害時に活用できるよう迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる通信手段や情報収集システムの整備に努める。

また、府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市及び医療関係機関などに、大阪府広域災害・救急医療情報システムを拡充する。

(2) 医師会との協力体制の確立

一時に多数の傷病者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、大東・四條畷医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な応急医療体制整備を推進する。

(3) 医療産助班の整備

大東・四條畷医師会の協力を得て、医療産助班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について計画を推進する。

(4) 救護所の設置

中学校など救護所設置予定場所を事前に調査・検討し、災害の発生・拡大の状況に応じた救護所を設置できる体制を整える。

(5) その他

市は、医療関係機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。各医療関係機関は、災害時優先電話回線を確保する。

2 後方医療体制の充実

市域における災害医療の拠点となる医療関係機関等の整備促進を図り、多数の患者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備促進に努める。

(1) 市災害医療センター、災害医療協力病院の整備・拡充

暁生会脳神経外科病院、北河内藤井病院について、多数の傷病者発生に対応できるよう、医療救護活動の拠点として整備・拡充の促進に努める。

(2) 地域医療連携の推進

災害時における医療スタッフの受け入れ及び医療資器材等の応援要請がスムーズに進み、協力病院をはじめ、大東・四條畷医師会等との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

3 医薬品等の確保体制の整備

備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関などと協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

(1) 医療用資器材の確保体制の整備

健康福祉部は災害の発生後、緊急に必要となる医療用資器材等の備蓄を推進する。また、大東・四條畷医師会や関連業者との協力によって医療用資器材の調達体制の整備を図る。

(2) 医薬品等の確保供給体制の整備

健康福祉部は、市立保健センターを中心に医薬品等の備蓄を推進するとともに、平常時から大阪府薬剤師会北河内支部や関連業者との協力体制の整備に努める。また、備蓄のあり方についての検討を進める。

4 患者等搬送体制の確立

災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

(1) 患者搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、大阪府救急医療情報システムの受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

また、広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について関係機関との協議に努める。

(2) 医療救護班の搬送

市及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

(3) 医薬品等物資の輸送

医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

5 個別疾病対策

健康福祉部は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

6 医療関係者に対する訓練の実施

各医療関係機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市、府及び災害医療関係機関は、共同して災害医療訓練を実施する。

7 医療関係機関の防災マニュアル作成

医療関係機関は災害時の迅速な対応を行うことができるよう、防災体制や災害時の応急対応策等を盛り込んだ防災マニュアルの作成に努める。

8 関係機関協力体制の確立

市は、地域保健医療協議会と協力し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、災害時医療体制の構築に努める。

第6節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

《実施担当》

都市整備部、大阪府枚方土木事務所、四條畷警察署等

1 輸送手段の整備

陸上輸送、航空輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握するとともに、平常時から災害時に備えて関係機関、民間団体等との協力体制の促進に努める。

2 陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

(1) 緊急交通路の選定

① 広域緊急交通路

国及び府は、次に示す道路を広域緊急交通路として選定する。

- ・ 府県間を連絡する主要な道路
- ・ 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路
- ・ 各府民センター庁舎、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

② 地域緊急交通路の選定

市は、関係機関と協議のうえ、広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、市内の備蓄倉庫、緊急医療機関（市災害医療センター、災害医療協力病院等）及び避難所等を連絡する道路を地域緊急交通路として選定する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

市所有の車両のうち、緊急通行車両として使用する計画のある車両については、公安委員会（四條畷警察署）に対して事前届出手続きを行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。

①対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車を除く。

- ・防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両。
- ・指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両。
- ・使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

②届出済証の返還

次の場合、速やかに四條畷警察署長を經由して届出済証を返還する。

- ・届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。
- ・当該車両が廃車となったとき。
- ・その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

③備品等の整備

道路法に基づく通行規制を実施するために必要なカラーコーン、通行禁止等の看板等の備品の整備に努める。

④道路障害物除去対策の検討

- ・障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。
- ・関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。
- ・建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

⑤緊急交通路の周知

国及び府が指定する広域緊急交通路及び市が指定する地域緊急交通路については、市民、事業所等への周知徹底を図る。

3 航空輸送体制の整備

市は、府等の関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの整備、選定に努める。

	ヘリポート位置
災害時用臨時ヘリポート	ゴルフクラブ四條畷

①地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）

②地面斜度が6度以内のこと。

- ③二方向以上からの離着陸が可能であること。
- ④離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと。
- ⑤車両等の進入路があること。
- ⑥離着陸のため必要最小限度の地積が確保できること。

必要最小限度の地積は以下のとおりである。

- ①大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ②中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ③小型ヘリコプター：30m四方の地積

4 交通混乱の防止対策

(1) 震災時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

(2) 災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難にあたっては、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

(3) 交通規制・管制体制の整備

災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。また、府公安委員会及び府警察が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

第7節 交通確保体制の整備

鉄道及び道路施設の管理者は、災害発生時においても安全かつ円滑な交通を確保するため、平常時から体制を整備するよう努める。

《実施担当》

都市整備部、大阪府、近畿地方整備局、西日本旅客鉄道株式会社、京阪バス株式会社、近鉄バス株式会社、奈良交通株式会社

1 道路施設（市、府、近畿地方整備局）

道路管理者は、道路の障害物除去のための資機材を整備するとともに、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うため、人材確保等の応急点検体制の整備に努める。

2 鉄道施設

災害発生時における乗客の避難、災害発生直後の被害状況及び安全点検を行うための人材の確保や、応急復旧のための資機材が確保されるよう、鉄軌道会社への要望に努める。

鉄道施設管理者は、応急復旧のための資機材を整備するとともに、乗客の避難、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。

3 各乗合旅客自動車運送事業者

災害時においても可能な限り運行が確保されるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図るよう、各乗合旅客自動車運送事業者への要望に努める。

各乗合旅客自動車運送事業者は、災害時における乗客の安全を確保するため、運行路線の安全点検を行うための人材確保等の応急点検体制の整備に努める。

第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインにかかわる組織、事業者は、地震、風水害等をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行うための防災体制を整備する。

《実施担当》

都市整備部、上下水道局、ライフライン事業所

1 共同溝・電線共同溝の整備

二次災害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、都市防災及び災害に強いまちづくりという観点から、道路管理者は、ライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

2 ライフライン確保のための市民への広報

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上に努める。また災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

(1) 上水道施設、下水道施設

平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水排除の制限等についての広報に努める。

(2) 電力供給施設、ガス供給施設

感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報されるよう電力供給会社、ガス供給施設会社へ要請する。

(3) 電気通信施設

災害時の通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話、携帯電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報されるよう通信施設会社へ要請する。

3 上水道施設

市は、災害時における被害の拡大防止、施設の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時からの防災体制等の整備に努める。

(1) 施設の災害対応力の強化

災害による断水、減水を防止するため、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、上水道施設の強化と保全に努める。

①送配水管路の耐震化

送配水管の新設や布設替時に、基幹配水管等について耐震性の高い管材料や伸縮可とう性継手等の導入を推進する。医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管も同様に耐震化に努める。

②機能の強化

単一管路で給水されている区域については、管路のループ化もしくは耐震化を推進する。

③水道の安定供給

田原地区の地下水源の維持に努めるとともに、大阪広域水道企業団からの安定受水の確保に努める。

また配水池等の施設の改修、更新にあたっては耐震化の向上に努める。

(2) 応急復旧体制の強化

①施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うためのアクアネットの活用を図る。

②管路の複線化、耐震化等によりバックアップ機能を強化する。

③被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

④応急復旧活動マニュアルの整備、管路図等の整備を推進する。

(3) 災害対策用資機材の整備点検

①災害によって被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等を備蓄し、給水車、給水タンク等の保有資機材の整備点検に努める。

②応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

(4) 防災訓練の実施

- ・情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(5) 協力体制の整備

- ①災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- ②震災時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を実施するため、大阪広域水道震災対策中央本部組織との連携強化に努める。
- ③災害時に備え平常時から大阪広域水道企業団との連携体制の強化に努める。
- ④府県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

4 下水道施設

市は、災害時における被害の拡大防止、施設の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時からの防災体制等の整備に努める。

(1) 施設の災害対応力の強化

災害による下水道施設の機能低下・停止を防止するため、下水道施設の強化と保全に努める。

施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。また、補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから進める。

①管路施設の耐震化

管渠については、四條畷市下水道管路施設耐震設計指針に基づき耐震化を図る。

②ポンプ場・処理場の耐震化

ポンプ場・処理場施設については、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（社）日本下水道協会）に基づき耐震化を図る。

③管渠、ポンプ場、処理場の機能確保

管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。

④下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報

常に把握できるよう集中監視システムを導入整備する。

(2) 応急復旧体制の強化

- ①被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

②応急復旧活動マニュアルの整備、施設管理図書等の整備を推進する。

(3) 災害対策用資機材の整備点検

災害によって被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の確保に努めるとともに、保有資機材の整備点検に努める。

(4) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(5) 協力体制の整備

①災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、府、市町村間や関係業者等との協力体制を整備する。

②府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づく近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制の確立を促進する。

5 電力供給施設

災害時における被害の拡大防止、施設の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、市は事業者に対して平常時からの防災体制等の整備を要請する。

(1) 施設の災害対応力の強化

災害による電気の供給停止を防止するため、電力供給施設の強化と保全に努める。

①電力供給施設の耐震性確保

発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。

②電力の安定供給

電気設備の予防点検を行うとともに、電力供給系統の多重化を促進する。

③施設設備の維持保全等

電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

④計画的な整備等

施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 応急復旧体制の強化

- ①被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- ②対策要員の動員体制を整備する。
- ③重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

(3) 災害対策用資機材の整備、点検

- ①災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- ②災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- ③災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- ④資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

(4) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(5) 協力応援体制の整備

- ①単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。
- ②復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
- ③災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

6 ガス供給施設

災害時における被害の拡大防止、施設の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、市は事業者に対して平常時からの防災体制等の整備を要請する。

(1) 施設の災害対応力の強化

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス供給施設の強化と保全が図られるように努める。

①ガス供給施設の耐震性確保

製造所・供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。

②ガス導管、継手の耐震性確保

高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

③施設設備の維持保全等

ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

④計画的な整備等

施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 応急復旧体制の強化

①緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。

②緊急時ガス供給停止システムを強化する。感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。また基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。

③被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。

④被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。

- ⑤重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- ⑥ガス管の漏洩箇所の特特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- ⑦施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

(3) 災害対策用資機材の整備、点検

- ①災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- ②緊急時通信機器の整備充実に努める。
- ③消火・防火設備の整備充実に努める。
- ④資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

(4) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(5) 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

7 電気通信施設

災害時における被害の拡大防止、施設の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、市は事業者に対して平常時からの防災体制等の整備を要請する。

(1) 施設の災害対応力の強化

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備等の強化と保全に努める。

①電気通信施設の信頼性向上

電気通信施設の立地に応じた耐水構造化、耐風構造化、地震又は火災に備えた主要通信施設の耐震・耐火構造化など防災強化を促進する。

また、主要な伝送路の多ルート構成・ループ構造や中継交換機の分散設置、予備電源の設置などシステムの高信頼化を促進する。

重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信

頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

②電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

③災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

(2) 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

(3) 災害対策用資機材の整備、点検

①災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。

②災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。

③災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

④災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

⑤非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

(4) 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

①災害予報及び警報の伝達

②非常招集

③災害時における通信疎通確保

- ④各種災害対策機器の操作
- ⑤電気通信設備等の災害応急復旧
- ⑥消防及び水防
- ⑦避難及び救護

中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

(5) 協力応援体制の整備

①他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

②グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

第9節 避難体制の確立

災害から市民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を選定し、市民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

《実施担当》

都市整備部、市民生活部、健康福祉部、上下水道局、教育委員会、自治会

1 避難誘導体制の整備

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための体制を整備する。

(1) 案内標識等の設置

避難地、避難路、避難所等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。

(2) 避難行動要支援者等の避難誘導体制の整備

国及び府が示す指針等に基づき、市が作成するマニュアルに則して、健康福祉部が中心となって、民生委員・児童委員等と協力のうえ、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら避難行動要支援者の所在等の把握に努める。

避難行動要支援者等の避難が円滑になされるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりに努める。

府と連携を図りながら、二次的な避難施設（福祉避難所）等において、避難者の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

(3) 学校、病院等における避難誘導体制の整備

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

2 避難地、避難路及び避難所の選定、整備

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための、避難地、避難路及び避難所の整備を推進する。

(1) 火災時等の避難地及び避難路の選定

次に示す定義に基づき避難地及び避難路の選定を行う。

①一時避難地

火災発生時や余震等の二次災害に備えて市民が一時的に自主避難できる、おおむね面積1ha以上の場所を一時避難地として選定する。

②広域避難地

一時避難地に延焼火災等の危険性が発生した場合、市の指示により避難する、より安全性の高い場所を広域避難地として選定する。

(ア) 想定される避難者1人あたり、おおむね1㎡以上の避難有効面積を確保できること。

(イ) 延焼火災に対し有効な遮断ができる、おおむね10ha以上の空地であること。ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として選定する。

(ウ) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（但し、ア又はイに該当するものを除く。）

③避難路

広域避難地に通じる避難路を選定する。

(ア) 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道

(イ) 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）

(ウ) 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと

(エ) 水利の確保が比較的容易なこと

(2) その他の避難地及び避難路の選定

浸水、土石流及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地、避難路を選定する。

①避難地

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

②避難路

避難地又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員 3 m以上の安全な道路及び緑道

(3) 避難所の選定

①避難所

地震によって住家が全半壊、全半焼した場合や、風水害時に市が必要に応じ避難所として開設できる場所を選定する。

想定される避難所生活者 1 人あたり、おおむね 1.65㎡以上の面積が確保できること。

②二次的な避難施設（福祉避難所）

避難所での生活が困難な要配慮者の避難所を選定する。また、避難所内に相談窓口を設置するなど生活支援体制の充実を図り、要配慮者の受け入れが可能な体制の整備に努める。

(4) 避難地、避難路及び避難所の整備

市は、関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地、避難路及び避難所を要配慮者にも配慮して整備に努めるとともに、延焼遮断効果のある緑を活用することや消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

①一時避難地

- ・ 周辺の緑化の推進
- ・ 複数の進入口の整備

②広域避難地

- ・ 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- ・ 周辺における耐震・耐火建築物の整備推進及び緑化の推進
- ・ 複数の進入口の整備

③避難路

- ・ 周辺における耐震・耐火建築物の整備推進及び緑化の推進
- ・ 落下・倒壊物対策の推進
- ・ 誘導標識、誘導灯の設置
- ・ 段差解消、誘導ブロックの設置等

④避難所

- ・ 必要設備・機器の整備について、避難所においては、生活情報収集に必要な通信施設等の整備を推進する。
- ・ 避難者の衛生管理・健康管理について、軽易な疾病等に対処するため、医師会等の協力を得て救護所の設置に努める。また、断水時における多数の避難者のトイレ所要に対処するため、マンホールを利用した簡易ト

イレ（マンホールトイレ）の設置を促進する。

- ・避難所については、大阪府地域防災計画に定められた施設の福祉的整備の基準等に基づき、男女のニーズに沿った福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等を整備するとともに、災害の状況によっては仮設の確保が必要となることも考慮し、整備に関しては要配慮者に配慮したものとすること。
- ・生活用水の確保について、避難所での生活用水等が確保されるよう、避難所に指定されている小学校及び中学校の既存プールの改修にあわせ耐震強化に努める。
- ・授乳スペースや女性専用洗濯物干し場の設置などプライバシーの確保、入浴支援、男女のニーズの違いを反映し配慮に努める。

⑤避難所の運営体制

避難所の運営管理体制の整備について、市は、避難所の運営管理が円滑に行えるよう、以下の整備に努める。

- ・避難所を管理するための責任者（男女双方）の派遣
- ・災害対策本部との連絡体制
- ・自主防災組織、施設管理者との協力体制

第10節 応急仮設住宅対策

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住家を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

《実施担当》

都市整備部、健康福祉部、上下水道局、自治会

(1) 建設候補地の事前選定

市域の都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地の事前選定に努める。

府の実施した被害想定から、全壊に焼失を加えた世帯数に災害救助法の設置戸数（3割）を勘案し、1戸あたり50㎡（災害救助法の住宅基準の約2倍）で算出された応急仮設住宅建設予定地の必要面積は6.3haである。

(2) 要配慮者に配慮した住宅の確保

府と協力して、要配慮者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう推進する。

第11節 二次災害防止体制の整備

《実施担当》

都市整備部、大阪府、建築関係団体

1 応急危険度判定体制の整備

市民の安全確保を図るため、府及び建築関係団体と協力し、地震によって被災した建築物等の危険度判定体制の整備に努める。

(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

①被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府及び建築関係団体と連携して、被災建築物応急危険度判定講習会を開催し、被災建築物応急危険度判定士としての養成、登録を推進する。

②実施体制の整備

判定主体として、被災建築物応急危険度判定に必要なマニュアル、備品の整備に努めるとともに、府から派遣された被災建築物応急危険度判定士の受け入れ体制の整備を図る。

③制度の普及啓発

府及び建築関係団体と協力して、被災建築物応急危険度判定制度の主旨について市民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

①被災宅地危険度判定士の養成、登録

府が実施する被災宅地危険度判定講習会の開催、被災宅地危険度判定士の養成、登録に協力する。

②実施主体の整備

府から派遣された被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

2 斜面判定制度の活用

土砂災害から市民を守るために、府と大阪府砂防ボランティア協会が協力して行う斜面判定制度の活用を推進する。

(1) 斜面判定制度の整備・普及

府及び砂防関係団体との連携によって、斜面判定制度の整備を図るとともに、府、大阪府砂防ボランティア協会と連携し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

(2) 斜面判定制度の活用

府及び大阪府砂防ボランティア協会と協力して、斜面判定制度を活用し、土砂災害危険箇所の点検・巡視を行い、二次災害の防止に努める。

第12節 要配慮者への対策

《実施担当》

市民生活部、都市整備部、健康福祉部、教育委員会、
四條畷市社会福祉協議会

1 要配慮者に配慮したまちづくりの推進

市は、市民、事業所、関係機関との連携を図り、歩行器や車椅子等が容易に通行できるように、「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づき、公共施設や避難路となる道路の整備に努め、要配慮者に配慮したまちづくりを推進する。

また、民間の施設についても、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備推進を図る。

※ 要配慮者とは、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の特に配慮の要する者をいう。

2 支援体制の整備

(1) 要配慮者に配慮した地域支援体制の整備

市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進するとともに地域住民相互間のコミュニティ強化など、協力体制の整備に努める。

(2) 広報体制の整備

情報入手が困難な聴覚障がい者・視覚障がい者等に対し、適切な情報提供が行えるよう多様なメディアを活用した情報伝達体制の整備に努める。

(3) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

① 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

要配慮者のうち、災害の発生または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難に特に支援を要するものを避難行動要支援者とし、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者をいう。

- ・要介護認定3～5を受けている者
- ・身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者

- ・療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ・障害者総合支援法に基づくサービスを受けている難病患者
- ・上記以外で市長が支援の必要を認めた者

健康福祉部は、避難行動要支援者を把握するため、要介護高齢者や障がい者等の情報を集約し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、作成にあたり必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対しても情報の提供を求める。

名簿への記載情報は、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由及びその他避難支援等の実施に関し必要な事項を記載する。

また、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、定期的に名簿の更新を行い、最新の状態に保つよう努める。

②避難支援等関係者への名簿の提供

健康福祉部は、平常時から災害の発生に備え、同意を得た避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者（大東四條畷消防組合、大阪府警本部、民生委員・児童委員、四條畷市社会福祉協議会、自主防災組織、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター及び避難支援者）に提供する。なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要がると認められる場合は、同意を得ていない避難行動要支援者の名簿情報についても、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。

名簿の提供にあたっては、適正な情報管理が図られるよう、避難支援関係者に対し、守秘義務が課せられていることを説明するとともに、名簿の利用、管理及び保管方法等について指導するなど、適切な措置を講ずる。

また、避難支援等関係者が避難支援を行うにあたり、避難支援等関係者本人等の安全を確保するため、当該制度の意義等を十分周知するとともに、安全確保の措置を講ずる。

(4) 相談窓口の整備

地域での支援体制づくりに努める。また避難所等に手話通訳等の派遣が行えるよう、平常時から市職員に対して講習会を行い、手話通訳の養成に努めるとともに四條畷市社会福祉協議会等の関係機関・各種諸団体との連携に努める。

(5) 外国人や、さまざまな理由で日本語の読み書きが不自由な方対策

言葉に不自由又は地理に不案内な、外国人、旅行者等が考えられる。これ

らの人々に対して平常時より、外国人等向けの防災リーフレット等の広報印刷物の配布に努めるとともに災害時、避難所等に通訳が派遣できるよう関係機関・各種諸団体との連携体制の整備に努める。

また、非識字者等への対応として、リーフレット等へのふりがな表記やイラスト化などに配慮するとともに、識字学級等での防災教育を行う。

3 避難体制の整備

(1) 地域住民による避難誘導・避難介助体制の整備

災害発生直後、要配慮者の避難誘導等が適切に行えるよう、要配慮者及びその家族、地域住民、消防団、自主防災組織に対して、日頃から防災訓練等の積極的な参加を促す。

(2) 福祉避難所への誘導

居宅、避難所では生活できない要介護者や障がい者等に対し、福祉避難所への誘導が適切に行えるように体制の整備を進める。

(3) 介護保険事業者及び障がい福祉関係事業者等との連携

福祉避難所では生活できない要介護者や障がい者等に対し、社会福祉施設等の利用が行えるよう 関係団体との連携を図る。

4 防災知識の普及と意識啓発

市は、大規模災害時において、要配慮者及びその家族、地域住民が取るべき行動や備え等を内容とするパンフレットの配布「広報しじょうなわて」での啓発や防災展の開催等によって、防災に関する知識の普及、避難支援等関係者や地域住民の協力体制の強化を図る。

(1) 要配慮者及びその家族における対策

- ・日常的に防災に対する理解。
- ・災害発生時には隣人の協力。
- ・地域における防災訓練等への積極的な参加。

(2) 地域住民における対策

- ・自治会等において、地域内の支援体制を平素から整備する。
- ・災害時には要配慮者の安全確保に協力する。
- ・地域防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

(3) 安全機器の普及促進

市職員等による指導によって、要配慮者への防火指導と併せて、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等、安全機器の普及促進に努める。

5 社会福祉施設等における対策

(1) 防災マニュアルの周知

民間の社会福祉施設においては、それぞれの事業所に整備する防災マニュアルについて職員に周知徹底させる。

(2) 防災訓練の実施

市地域防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように各施設に定期的な防災訓練を実施するよう指導する。

(4) 地域社会との連携

要介護者の災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分である。よって、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを促進する。

第13節 防災拠点の整備・充実

《実施担当》
各部

大規模災害時においても適切な災害応急活動が実施できるよう、市役所の北側に防災中枢拠点施設として防災倉庫を平成10年度に建設した。その他、小学校に3か所、防災倉庫を追加した。

引き続き、庁舎など既存の防災拠点施設の耐震性の向上、施設の設備充実を図り、災害発生時の機能を確保する。

1 防災中枢施設の整備・充実

市役所、消防組合については災害対応力の増強を図るとともに、連携した災害応急対策の実施が可能となるシステムの構築を図る。

また、市役所が多大な被害を受けた場合でも代替防災中枢機能が確保されるよう整備に努める。

2 地域防災拠点の整備

市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、府の広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

現在のところ、総合的な機能を有するものではないが、下記のとおり整備に努めている。

- ①緊急時に対応できるよう、市防災倉庫については、防災資機材、備蓄拠点としての機能充実を図る。
- ②小学校の空き教室については、市備蓄拠点として機能するよう整備に努める。
- ③市立市民総合体育館については、物資輸送拠点として機能するよう整備に努める。
- ④災害時における応援部隊の受け入れ及び活動拠点の確保に努める。特に応援部隊の集結地として必要な面積を有する（仮称）四條畷市総合公園の整備を進める。
- ⑤小・中学校については災害対策本部と地域の連絡拠点として機能するよう、通信機器の整備に努めるなど、防災機能の充実を図る。
- ⑥市立学校給食センターは、分散型エネルギー都市を目指すための中核機能の整備に努める。

3 防災用資機材等の確保

応急対策及び応急復旧を、迅速かつ的確に実施するため、必要な装備、資機材等の確保、整備に努める。

(1) 装備、資機材の確保

災害時に必要となる資機材等の整備に努めるとともに、関係団体等と協定を締結し、災害時の資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

(2) 防疫・衛生用資材の確保

被害の状況に応じた消毒を施行するために必要な防疫用薬剤等の確保に努める。

(3) 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検を行う

(4) データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制の整備に努める。

第14節 緊急物資の確保供給体制の整備

災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等によって、水、食料等の生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

《実施担当》

都市整備部、上下水道局、大阪府、大阪広域水道企業団

1 飲料水の確保

市は大阪広域水道企業団と協力して、被災者に対し、発災後3日間は1日1人あたり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるように体制の整備に努める。

(1) 応急給水拠点等の整備・充実

災害時の避難所14箇所と、忍ヶ丘駅前耐震貯水槽の設置場所を給水拠点として、災害対策給水栓の整備を図る。規模、設置場所を勘案し、給水拠点は以下の15箇所とする。

田原小学校	四條畷南中学校
四條畷小学校	四條畷西中学校
四條畷南小学校	市民総合センター
くすのき小学校	四條畷高等学校
忍ヶ丘小学校	四條畷学園高等学校
四條畷東小学校	大阪電気通信大学
岡部小学校	忍ヶ丘駅前耐震貯水槽
四條畷中学校	

給水タンク車による応急給水体制の整備を図る。

また、被災の状況に応じて、市内7箇所のあんしん給水栓を活用した応急給水を企業団と連携し、体制の整備を図る。

(2) 応急給水用資機材等の整備

給水車、給水タンク、携帯用マルチ給水栓、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

また、非常用備蓄水の確保に努める。

(3) 相互応援体制の整備

上下水道局は、企業団と連携して、迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行う。各水道事業体及び大阪府は、大阪広域水道震災対策中央本部とブロック本部を設置し、相互に協力する体制を図る。

また、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

2 食料及び生活必需品の確保

(1) 備蓄

市は必要な食料、毛布、その他の生活必需品等の備蓄に努める。

①重要物資の備蓄

市は府と協力して重要物資を備蓄する

②その他用品の確保

- ・ 精米、即席麺などの主食
- ・ 野菜、漬物などの副食
- ・ 被服（肌着等）
- ・ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- ・ 光熱用品（LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- ・ 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- ・ 乳児用品（粉ミルク、離乳食、ほ乳瓶）
- ・ 医薬品等（常備薬、救急セット）
- ・ 衛生用品（生理用品、紙おむつ、マスク、ウェットティッシュ）
- ・ 要介護者用介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
- ・ 棺桶、遺体袋

(2) 民間業者等との協定締結の推進

災害時における食料、生活必需品を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、民間業者等と調達に関する協定を推進し、緊急時の物資調達に努める。

3 備蓄・供給体制の整備

災害が発生した場合、危険分散を図り、また迅速に備蓄品を使用できるよう、避難所である小学校の空き教室等を備蓄に利用するなど、分散備蓄などの手段整備に努める。

常時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入れ替えを行うなど、備蓄品の管理に努める。

定期的な流通在庫量の調査を実施する。また供給体制を整備する。

4 市民における備蓄の推進

最低限の水（1日1人あたり3ℓ）と食料、衣類等は、避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくなど、各人が3日間程度の物資を自分達で確保しておくよう周知する。

第15節 帰宅困難者支援

市は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討するものとする。

《実施担当》 都市整備部

1 帰宅困難者対策の普及・啓発

市は災害発生後の駅周辺の滞留者抑制のため、駅周辺の事業者に対しては従業員をむやみに移動させない、必要な物資を確保しておく、従業員には適時・適切に情報を提供する、ことについての普及・啓発を行う。

2 駅周辺における滞留者対策

市は災害発生後の駅周辺への滞留者（帰宅困難者）が発生することを想定して、公共施設の活用、民間事業者との協定締結などによって、帰宅困難者の受入れ体制の整備を進める。

第16節 広域防災体制の整備

平常時から、大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

1 広域応援体制の充実

災害時に相互応援を実施することを目的として、災害対策に関する協定や消防相互応援に関する協定を締結し、広域的な相互応援体制の推進に努める。また、避難所不足の事態に備えて、他市町村との避難者の相互受入れ体制についても整備を図る。

2 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

第17節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）に基づき府が策定した第4次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき大阪府と連携協力して、事業の推進に努める。

《実施担当》
関係各部

1 対象地区

市全域

2 計画の初年度

平成23年度

3 計画対象事業

(1) 計画対象事業

第4次地震防災緊急五箇年計画の計画対象事業は、次に示すとおり、地震防災対策特別措置法第3条第1項第3号、第8号、第8号の2、第9号及び第11号である。

第1号 避難地

第2号 避難路

第3号 消防用施設

第4号 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

第5号 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

第6号 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

第7号 公的医療関係機関その他政令で定める医療関係機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

第8号 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

第8号の2 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

- 第9号 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 第10号 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 第11号 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- 第12号 海岸保全施設又は河川管理施設
- 第13号 砂防設備等
- 第14号 地域防災拠点施設
- 第15号 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 第16号 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 第17号 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 第18号 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 第19号 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第18節 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定 of 調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、総合的なまちづくりを検討する。

1 被害想定 of 調査研究

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災体制等について調査研究を継続的に実施する。

2 災害復興 of まちづくり of 研究

地震災害や市街地火災によって、木造密集市街地が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興（新しいまちづくり）が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地の整備のあり方、整備手法、土地利用計画などについて市民とともに検討を推進する。

第3章 市民の防災行動力の向上

第1節 防災知識の普及

市民が、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発に努める。実施にあたっては、要配慮者に配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

《実施担当》

都市整備部、教育委員会、大東四條畷消防組合、四條畷市消防団、自治会

1 防災知識の普及啓発

市民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発を図る。また、生涯学習活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。

(1) 普及啓発の内容

①災害の知識

- ・災害の態様や危険性
- ・各関係機関の防災体制及び講じる内容
- ・地域の危険場所

②災害への備え

- ・3日分の飲料水、食料及び生活必需品の備蓄
- ・非常持ち出し品の準備
- ・家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- ・避難地・避難路・避難所、家族との連絡方法等の確認
- ・自主防災組織活動、防災訓練などへの参加
- ・住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ・トイレの流し水としての雨水や風呂の残り水の活用

③災害時の行動

- ・身の安全の確保方法
- ・情報の入手方法
- ・地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- ・要配慮者への支援

- ・初期消火、救出救護活動
- ・心肺蘇生法、応急手当の方法
- ・避難生活に関する知識

(2) 普及啓発の方法

市は外国語版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

①パンフレット等による啓発

- ・広報紙、防災パンフレット等の作成配布
- ・広報車等の巡回
- ・防災ビデオ・CDの活用（市販のもの等）
- ・インターネット（ホームページ）の活用

②活動等を通じた啓発

- ・出前講座、講演会、防災展、映画会等の開催
- ・市民参加型防災訓練の実施
- ・地域社会活動の促進・活用

2 具体的な普及啓発の方法

市は、以下に記載する防災知識について、「広報しじょうなわて」や防災パンフレットの配布、防災展の開催や自治会などの市民団体を通じた説明会の開催などによって、普及、啓発を図る。

- ①地震に対する基礎知識（防災パンフレットの配布、自治会での説明会、講演会等の開催）
- ②地震発生時の被害想定（「広報しじょうなわて」等による被害想定のパブリック）
- ③市が実施している地震対策概要（「広報しじょうなわて」等）
- ④家庭における地震対策（防災パンフレットの配布、「広報しじょうなわて」、防災ビデオ活用等）
- ⑤災害情報の正確及び的確な入手方法
- ⑥防災関係機関が講じる応急対策
- ⑦山崩れ、崖崩れ等の危険地域等に関する知識
- ⑧住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持ち出し品の準備等
- ⑨応急手当等看護に関する知識

- ⑩避難地、避難経路、緊急交通路、その他避難対策に関する知識（「広報しじょうなわて」自治会での説明会等）
- ⑪市民及び地域としての役割
- ⑫自主防災組織の必要性（「広報しじょうなわて」、講演会等）

3 防災上重要な施設管理者等に対する防災意識の啓発

市は、関係機関と協力して、防火管理者講習会、危険物取扱者研修会等を実施するとともに、施設の立入検査及び指導を行い、防災意識の啓発に努める。

（1）不特定多数利用施設管理者への防災教育

- ①一般防災知識
- ②避難誘導対策
- ③施設の点検・改修
- ④地震発生時の対応策等

（2）中・高層建築物管理者への防災教育

- ①一般防災知識
- ②中・高層建築物火災の特性等
- ③災害発生時の行動要領等

（3）危険物保有施設管理者への防災教育

- ①一般防災知識
- ②災害発生時の処理方法
- ③事故の未然防止対策

（4）一般事業所における防災知識の普及

市は、大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災意識高揚のため、事業所単位での防災マニュアル等を作成するよう啓発に努める。

4 学校における防災教育

学校は、児童・生徒の安全を守るため、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施する。

(1) 教育の内容

- ①身の安全の確保方法、一時避難地、広域避難地、避難所、避難路、避難方法、家族・学校との連絡方法
- ②災害等についての知識
- ③ボランティアについての知識・体験

(2) 教育の方法

- ①防災週間等を利用した訓練の実施
- ②教育用防災副読本、ビデオの活用
- ③特別活動等を利用した教育の推進
- ④防災教育啓発施設の利用

第2節 自主防災体制の育成

市民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

《実施担当》

都市整備部、大東四條畷消防組合、四條畷市消防団、自治会

1 自主防災組織の結成促進

市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の促進を図るため、自主防災組織の必要性を啓発し、自治会（隣組）等を単位として自主防災組織の結成を促進する。その際、組織リーダーを育成する防災委員制度の制定・導入について検討する。

また、関係機関と連携し、自主防災組織としての防災行動力の強化を支援する。

2 自主防災組織への支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火・救助・救護活動を支援するため、技術的指導や資機材の整備助成等に努める。

(1) 技術的指導

自主防災組織のリーダー研修等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行うとともに、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。

(2) 資機材の整備助成等

自主防災組織活動に必要な資機材の整備助成等に努める。

3 自主防災組織の活動内容

自主防災組織が行う活動の内容は、次のとおりである。

(1) 平常時の活動

- ①防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- ②災害発生時の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ③災害発生への備え（要配慮者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災用資機材や備蓄品の管理など）
- ④災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）

(2) 災害時の活動

- ①避難誘導（安否確認、集団避難、要配慮者への援助など）
- ②救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ③初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- ④情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの市民への周知など）
- ⑤物資分配（物資の運搬、給食、分配など）

4 各種組織の活用

女性防火クラブ、幼年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、自主防犯組織、日赤奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

5 事業所による自主防災体制の整備

従業員及び利用者等の安全確保と、事業所が立地する地域での的確な防災活動を実施するため、事業所の防災体制の充実強化と地域の自主防災組織との連携強化を図る。

(1) 啓発の内容

①平常時の活動

- ・防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- ・災害発生時の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- ・災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- ・災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- ・地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

②災害時の活動

- ・避難誘導（安否確認、避難誘導、要配慮者への援助など）
- ・救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ・初期消火（消火器や屋内・屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- ・情報伝達（地域内での被害情報の市町村への伝達、救援情報などの周知など）
- ・地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

(2) 啓発の方法

府及び経済団体と連携して、事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する

- ①広報紙（誌）などを活用した啓発
- ②自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- ③教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- ④消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言
- ⑤事業継続計画（BCP）策定のための啓発

(3) 事業所の防災組織の強化

事業所における防災組織の結成を促進し、自主的な災害予防体制の確立を

図るとともに、隣接する危険物施設の企業間の相互応援協定の締結など地域内での協力体制の形成を促進し、企業の消防力向上を図る。

6 防災訓練の実施

市民及び事業所は、地域における防災力の向上を図るため、防災訓練や避難訓練を実施し、自主防災力の向上に努める。

(1) 市民の役割

各地域ごとに防災訓練を行い、初期消火、避難誘導、救助・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。避難訓練の実施に際しては、要介護者の保護に配慮した訓練を実施する。

(2) 事業所の役割

事業所ごとの定例的な防災訓練を推進するとともに、避難誘導、救護活動等の地域と密着した自主防災力の向上に努める。

7 救助・初期消火活動の支援

災害時の初期消火・救助・救護活動に活用できるよう、小学校、中学校、消防団詰所の必要な場所に救助・救急用資機材を整備するとともに他の公共施設についても整備を検討する。

また、地域の実情に応じて初期消火活動用資機材の配置に努める。

第3節 ボランティア活動環境の整備

府、日本赤十字社大阪府支部、四條畷市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

《実施担当》

市民生活部、健康福祉部、四條畷市社会福祉協議会

1 受け入れ体制の整備

(1) 受け入れ窓口の整備

災害時にボランティア活動を行おうとする者の受け入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、四條畷市社会福祉協議会との連絡調整に努める。

(2) 連携体制の整備

災害時に迅速にボランティアの受け入れ、活動の調整が機能するよう、平常時から四條畷市社会福祉協議会と連携を図るとともに、市内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

(3) 事前登録への協力

市は、四條畷市社会福祉協議会と連携のもと、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、大阪府が行う事前登録に協力する。

2 人材の育成

(1) 人材の育成

府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、四條畷市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、ボランティア活動のリーダーの養成、ボランティア活動の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

(2) 意識の高揚

「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日から1月21日まで）の諸行事を通じ、ボランティアの意識の高揚等を図る。

3 活動支援体制の整備

災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境づくり等の条件を整備する。